

# 第6期淡路市障がい福祉計画 第2期淡路市障がい児福祉計画

～概要版～



令和3年3月 淡路市

## 基本理念

助け合い 支え合い  
暮らしを共感することができるまちの実現を目指して

「第3次淡路市障がい者基本計画」では、重点目標として包括的な相談支援体制の整備を掲げ、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。令和元年度には、地域の相談支援の中核的な役割を担う「淡路市基幹相談支援センター」を市役所内に設置しました。

## 淡路市基幹相談支援センター

障がいに関する困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。

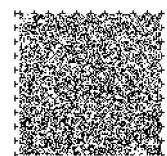
※障がいのある方やそのご家族、地域の方、事業所など関係機関の方からのご相談に、社会福祉士や精神保健福祉士がお話を伺います。

場所：淡路市役所 1号館 1階 9番窓口 地域福祉課内  
TEL：0799-64-2510 FAX：0799-64-2564  
メールアドレス：chiikifukushi@city.awaji.lg.jp  
窓口での受付時間：平日 8：30～17：15

※計画の詳細については、市ホームページで本編をご参照ください。



どんなことでも  
ご相談ください



## 🍀 計画の位置づけ 🍀

「第6期淡路市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、「第2期淡路市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、各年度における障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保のための方策等を定める実施計画となります。

## 🍀 計画の期間 🍀

「第6期淡路市障がい福祉計画」「第2期淡路市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間に計画期間としています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3次障がい者基本計画					
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		

## 🍀 計画の成果目標(抜粋) 🍀

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ 令和5年度末までの地域移行者数…4人
- ・ 令和5年度末の施設入所者数…62人

### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の実施

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 令和5年度中の一般就労への移行者数…5人
- ・ 就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数…4人

### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

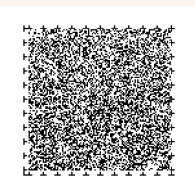
- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

### 6. 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施

### 7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 県及び関係機関等と情報連携・情報共有を行う体制の整備





# 計画の事業体系



## 1. 障がい福祉サービス等

- (1) 訪問系サービス
  - ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
  - ・ 重度訪問介護
  - ・ 行動援護
  - ・ 同行援護
  - ・ 重度障害者等包括支援
- (2) 日中活動系サービス
  - ・ 短期入所（ショートステイ）
  - ・ 生活介護
  - ・ 就労移行支援
  - ・ 就労定着支援
  - ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
  - ・ 就労継続支援（A型、B型）
  - ・ 療養介護
- (3) 居住系サービス
  - ・ 共同生活援助（グループホーム）
  - ・ 施設入所支援
  - ・ 自立生活援助
- (4) 相談支援
  - ・ 計画相談支援
  - ・ 地域定着支援
  - ・ 地域移行支援
- (5) 発達障がい者等に対する支援

## 2. 障がい児通所支援等

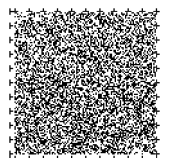
- (1) 障がい児通所支援等
  - ・ 放課後等デイサービス
  - ・ 児童発達支援
  - ・ 居宅訪問型児童発達支援
  - ・ 保育所等訪問支援
  - ・ 医療型児童発達支援
  - ・ 障害児相談支援

## 3. 地域生活支援事業

- 【必須事業】
- (1) 理解促進研修・啓発事業
  - (2) 自発的活動支援事業
  - (3) 相談支援事業
  - (4) 成年後見制度利用支援事業
  - (5) 成年後見制度法人後見支援事業
  - (6) 意思疎通支援事業
  - (7) 日常生活用具給付等事業
  - (8) 手話奉仕員養成研修事業
  - (9) 移動支援事業
  - (10) 地域活動支援センター事業
- 【任意事業】
- (1) 日中一時支援事業
  - (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
  - (3) 生活訓練等事業
  - (4) 視覚障害者歩行訓練事業
  - (5) 訪問入浴サービス事業

## 4. 市単独事業

- (1) 市における保育・療育・教育体制の充実
- (2) 自立した日常生活・社会生活への支援



# 🍀 計画の推進体制 🍀

## 1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域の組織、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

## 2. 庁内の連携体制

本計画の推進にあたっては、福祉のほかにも、教育、保育、保健・医療、就労等の各分野における全庁的な取り組みが必要になってきます。庁内各課の連携を強化し、横断的な実施体制のもとに取り組みます。

## 3. 兵庫県及び近隣市との連携による計画の推進

障がい福祉施策の基盤整備においては、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、兵庫県や近隣市との連携のもと、計画を推進していきます。

## 4. 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、計画の進捗管理を行うとともに、淡路市障害福祉計画等策定委員会にその状況を報告し、計画の達成状況の点検及び評価を行います。

# 🍀 ご存じですか？ 家族会など 🍀

市内には、さまざまな活動を行っている団体があります。地域福祉課までお問い合わせください。

淡路市身体障害者福祉厚生会	身体に障がいのある人の会です。情報交換、グラウンドゴルフなどのレクリエーション事業や研修事業を行って、障がい者の社会参加を推進します。
淡路市手をつなぐ育成会	知的障がいのある人とその家族の会です。研修事業、親子遠足などを行っています。先輩保護者がお話をお伺いします。
淡路精神障害者家族会「いきいき家族会」	精神に障がいのある人の家族の会です。情報交換やレクリエーション事業を通じ、会員相互の親睦を深めています。
淡路高次脳機能障害家族会「いざなぎ」	高次脳機能障害について学び、情報発信し、支援者のつながりを広げ、支援の輪を創ります。
くれよんわあるど	発達が気になる児童や子育てが不安な家族を対象に療育事業、絵画教室、遊びの教室、講演会、おしゃべり会などを行っています。

第6期淡路市障がい福祉計画 第2期淡路市障がい児福祉計画 概要版

発行年月:令和3年3月

発行:淡路市 健康福祉部 地域福祉課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL:0799-64-2510 IPTEL:050-7105-5010 FAX:0799-64-2564

